

栄養士養成課程

栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について（平成13年9月21日健発第935号）抜粋

第2 改正の主な内容

2. 栄養士養成施設の指定基準について

(1) 教育の内容について、学校にあって別表1、学校以外の施設にあって別表2のように改めたこと。なお、教育内容ごとの具体的な教育目標については、参考1のとおりであること。（栄養士法施行規則第9条1号関係）別表1に定める教育内容と栄養科学部栄養科学科の開講科目及び単位数

教育内容	単位数		学則規定科目	単位数	
	講義 演習	実験 実習		講義 演習	実験 実習
社会生活と健康	4		社会と健康・疫学	1	
			環境と健康	1	
			健康管理概論	2	
			社会生活と健康の小計	4	
			人体の構造と機能 I	2	
			人体の構造と機能 II	2	
			人体の生化学	2	
			疾病の成り立ちー基礎 I	2	
			実習・人体の構造と機能	1	
			実験・人体の生化学	1	
人体の構造と機能			人体の構造と機能の小計	8	2
8		食品の化学と機能	2		
		食品の加工と栄養	2		
		食品の安全性	2		
		実験・食品の化学と機能	1		
		実験・食品の安全性	1		
		食品と衛生			食品と衛生の小計
6		基礎栄養学	2		
		応用栄養学 I	2		
		応用栄養学 II (含む運動栄養)	2		
		疾病別栄養管理 I	2		
		ライフステージ別・在宅栄養管理実習	1		
		基礎栄養学実習	1		
		応用栄養管理実習	1		
		臨床栄養管理実習 I	1		
		栄養と健康の小計	8	4	
栄養と健康	8		栄養教育概論	2	
			栄養教育各論 I	2	
			公衆栄養学 I	2	
			栄養教育論実習	1	
			公衆栄養学実習	1	
			栄養の指導の小計	6	2
栄養の指導	6		給食栄養管理	2	
			給食経営管理	2	
			給食経営管理実習	1	
			実習・食事設計と調理 I	1	
			実習・食事設計と調理 II	1	
			臨地実習 I (給食管理)	1	
			給食の運営の小計	4	4
給食の運営	4		小計	36	14
小計	36	14	合計	36	14
合計	50		合計	50	